

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済 退職者のみなさまへ

1. 給付金の種類

本共済の退職に関する給付金は、次の2種類があります。

①退職一時金	共済に加入する職員が退職した場合に給付します。
②遺族一時金	加入職員が死亡により退職した場合は、遺族一時金を給付します。

※ 給付金としては、共済契約者が共済契約を解除し、加入職員全員が脱退する場合の「脱退一時金」が上記とは別にあります。

2. 給付金の請求について

(1) 給付金は、退職した職員本人（退職一時金）または職員の遺族（遺族一時金）が請求できます。

(2) 給付金の請求には、「職員退会届兼一時金請求書」が必要となりますので、勤務していた施設・事業所の退職共済事務の担当者に手続きを取るようお願いください。

この「職員退会届兼一時金請求書」の様式は、勤務していた施設・事業所の退職共済事務担当者がお持ちの「兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済 新・事務の手引き（平成24年4月施行）」のほか、兵庫県社会福祉協議会（以下、兵庫県社協）のホームページにおいても掲載しています。

(3) 給付金の受給権は、給付事由が発生した日から5年間が経過したときは、時効により消滅しますので、くれぐれも請求漏れのないようお願いいたします。

3. 給付金の算定方法について

<算定式> 加入期間における掛金累計額 × 退職一時金算定乗率(別表1)

① 計算例: 加入期間10年6ヶ月のAさんの場合

加入期間における掛金累計額	1,227,906 円
算定乗率(別表1)	1.067
退職一時金(※)	1,310,100 円

※ 100円未満の端数がある場合は切り捨て

ご注意ください!

* 平成24年3月31日までの退職者は、下記の計算式が適用されます。

加入期間の最終1年間の平均本俸月額^{※1} × 加入期間別乗率^{※2}

※1 加入期間の最終1年間の平均本俸月額: 退職または死亡した日の属する月以前の、加入期間の計算の基礎となった最後の1年間の本俸月額を合計した金額を12で除して得た金額。

※2 加入期間別乗率は平成20年2月発行版「事務の手引き」4ページを参照願います。

② 加入期間

給付金算定の基礎となる期間は、共済の掛金を納付した期間です。実際の勤続期間とは異なる場合がありますのでご留意願います。

【掛金を納付しなかった期間が加入期間に算入されない例】

- * 給付金を請求せずに平成 24 年 3 月 31 日退職した者が、平成 26 年 1 月 1 日に再び共済加入施設の職員となった場合 ⇒ 以前の加入期間から通算されますが、平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日までは加入期間に含まれません。
- * 病気やけがによる休職、育児休暇等の理由により掛金を中断した期間がある場合、その期間は加入期間に含まれません。

4. 退職共済退会者のみ記入【退職(遺族)一時金請求】欄の記入上の留意点について

- (1) 本共済を退会し給付金を請求する本人が必ず記入してください。
- (2) 「受給者住所」欄の地番には、「～丁目」や「～番地」、アパート・マンション名等は記入せず、すべてハイフンでつないでください。
例) 1 丁目 23 番地 4 号〇〇ハイツ 101 号室の場合 → 1-23-4-101
- (3) 「受給者氏名」欄は、請求者の自署・捺印が必要です。
- (4) 「退職区分」、「生活扶助」、「その年の 1 月 1 日現在の住所」は、退職所得の受給に関する申告書にあたる部分です。
 - * 「退職区分」は、勤務、在職中に障害者となったことに直接起因して退職した人は、「障害」をチェックし、その他の人は「一般」をチェックしてください。
 - * その年の 1 月 1 日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」をチェックしてください。
 - * その年の 1 月 1 日現在の住所と現住所が同じであれば、「現住所と同じ」にチェックするのみで結構です。異なる場合のみ、住所をご記入ください。
- (5) 振込先について
 - * 銀行番号、支店番号は通帳やキャッシュカード等で確認の上、必ずご記入ください。
 - * 「職員退会届兼一時金請求書」の提出後に届出の振込口座や口座名義を変更されると、照会や変更手続のために給付金の支給が大幅に遅れることとなります。給付までは極力振込口座を変更しないようお願いいたします。やむを得ず変更する場合は、変更と同時に兵庫県社協までご連絡いただきますようお願いいたします。
 - * 送金先は下記のいずれかに限ります。

(i)退職者本人名義の口座 **※遺族一時金は、請求者となる遺族名義の口座**

(ii)事業主の口座

a. 法人で、源泉徴収する必要がある場合

※「事業主口座への振込み」欄へのチェック(✓)と口座名義の記入のほか、事業主口座への送金を承諾した請求者の自署・捺印が必須ですので、ご注意ください。

b. 懲戒解雇等により、給付金の一部または全部を支給しない場合

※退職一時金を事業主口座に送金することを承諾した受給者の自署・捺印は不要です。

5. 個人情報の保護及び電話照会等について

- (1) 兵庫県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき、本共済制度の運営においても個人情報の漏えい等を防止するようにしております。
- (2) 給付金の支給額に関するお問い合わせについては、その情報開示請求者が退職者本人以外の者であった場合、退職者の権利利益を侵害するおそれがありうるので、回答いたしかねます。退職者本人からの問い合わせの際も、本人確認を行ないますのでご了承ください。
- (3) 「職員退会届兼一時金請求書」が兵庫県社協に届いているかどうかのお問い合わせについては、退職者の氏名、生年月日、前勤務先等を確認したうえで、回答します。

6. 給付金が支給されない場合について

- (1) 退職共済退会者のみ記入【退職（遺族）一時金請求】欄への記入なく「職員退会届兼一時金請求書」を提出されると、給付金は請求されていない状態となりますので支給はありません。必ずご記入ください。
- (2) 懲戒解雇等により退職した場合、または犯罪行為その他これに準すべき重大な非行により退職した場合は、給付金の一部または全部が給付されないことがあります（職員掛金累計額は除く）。給付額については各社会福祉法人で決定されますのでご了承ください。

7. 給付金の支給付について

- (1) 毎月 10 日までに受け付けた職員退会届兼一時金請求書については、原則として翌月 25 日頃に支給しています。
- (2) 書類の記載に誤り等があれば、支給が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- (3) 給付に際し、兵庫県社協から請求者の指定住所あてに送金通知と退職所得の源泉徴収票特別徴収票をお送りします（支給月の 20 日頃）。

<送金通知と退職所得の源泉徴収票・特別徴収票についてよくあるお問い合わせ>

Q 送金通知（上段）と退職所得の源泉徴収票特別徴収票（下段）記載の「支払金額」が異なる。

A 実際の給付額は、送金通知（上段）に記載されている額です。ただし、給付額には、それまでの職員掛金の累計額が含まれているので、退職所得の源泉徴収票特別徴収票（下段）記載の「支払金額」は、税法上「退職所得とみなされる額」のことです（下記参照）。

$$(\text{退職所得とみなされる額}) = (\text{給付額}) - (\text{職員掛金累計額})$$

Q 退職所得の源泉徴収票特別徴収票（下段）にある「退職所得控除額」とは何ですか？

A 課税の対象となる退職所得を計算するときに控除される金額です。退職金全額に課税されると、多くの税金を支払うこととなるため退職所得控除があり、勤続年数により控除額は変わります。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円×A (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円+70 万円×(A-20 年)

<送金通知と退職所得の源泉徴収票特別徴収票の例>

(上段・送金通知)		No. 00××-01-×××××		
<p>〒651-0062</p> <p>兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1</p> <p>兵庫 花子 様</p> <p>兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済における退職一時金として 下記の金額を指定口座宛送金いたしますのでご連絡いたします。</p> <p style="text-align: center;">支払金額 ¥1,081,900</p> <p style="text-align: center;">支 払 日 2013年2月25日</p> <p style="text-align: center;">兵庫県社会福祉協議会</p>				
(下段)		退職所得の源泉徴収票・特別徴収票		
2013年分		No. 00××-01-×××××		
支払を受ける者	住所又は居所	兵庫県神戸市中央区坂口通 2-1-1		
	年1月1日住所			
	氏 名	兵庫 花子		
区分		支払金額	所得税	市町民税
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分		554,125		
所得税法第201条第2項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分				
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分				
退職所得控除額		勤続年数	就職年月日	退職年月日
360万円		9年	2004年4月1日	2012年12月31日
(適要) 2013年2月25日				
支払者	住所(居所)又は所在地	兵庫県〇〇市△△町××		
	氏名又は名称	共済ホーム		

実際の給付額

退職所得とみなされる額
=給付額－職員掛金累計額

退職所得控除額を越える場合は、課税されます

<連絡・問合せ先>

兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部

TEL 078-242-4635 FAX 078-271-3882